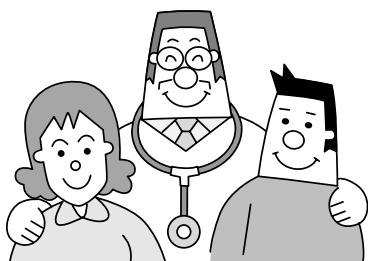


平成20年度から特定健康診査が始まります

昨年まで市で行っていた「基本健康診査」は廃止され、新たに「特定健康診査」が行われます。



《平成19年度》

基本健康診査 40歳以上の方 市が実施
生活機能評価 65歳以上の方 市が実施

《平成20年度》

特定健康診査 40歳～74歳の方 各医療保険者が実施
長寿医療健康診査 75歳以上の方 三重県後期高齢者医療広域連合が実施
生活機能評価 65歳以上の方 市が実施

生活習慣の改善でメタボリックシンドロームを防ぎましょう

メタボリックシンドロームとは内臓脂肪症候群のことで、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、高脂血症等になる可能性が高いといわれています。メタボリックシンドロームと診断された方や予備群の方は、改善・予防のための特定保健指導を受け積極的に生活習慣を改善しましょう。

国民健康保険加入者の特定健康診査

生活習慣病（糖尿病など）の早期発見のために行います。7月下旬以降に受診券等を市から送付します。

対象者 4月1日現在、市の国民健康保険に加入の方で、年度内に40歳から74歳になる方（人間ドック受診者を除く）
※妊産婦・6か月以上入院している方・施設入所者などは対象となりません。また、人間ドックには特定健康診査の内容が含まれているため、特定健康診査だけに受診する必要はありません。

受診期間 8月から12月までの間

受診場所 病院・診療所など

費用 1,000円

詳しくは、7月下旬に送付される受診券や同封の案内をご覧ください。

長寿医療健康診査

生活習慣病（糖尿病など）の早期発見のために行います。7月下旬以降に受診券等を三重県後期高齢者医療広域連合から送付します。

対象者 75歳以上の方（65歳以上で一定の障害があり長寿医療制度に加入している方も含みます）

受診期間 8月から12月までの間

受診場所 病院・診療所など

費用 住民税課税世帯の方 500円

住民税非課税世帯の方 200円

詳しくは、7月下旬に送付される受診券や同封の案内をご覧ください。

生活機能評価

「生活機能評価」は、心身の健康状態や日常生活の動作などをチェックして、要介護状態をもたらす要因を早期に発見するために行います。7月下旬以降に受診券等を市から送付します。

対象者 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方で、特定高齢者※の候補となった方
※特定高齢者とは…介護や支援が必要になる可能性が高い方

受診期間 8月から12月までの間

受診場所 病院・診療所など

費用 無料

詳しくは、7月下旬に送付される受診券や同封の案内をご覧ください。

市では、生活機能評価の事前チェックを行います。受診券は、特定高齢者の候補者の判定をした後、対象者となった方に送付します。

わからないことはどこに聞いたらいいの？

長寿医療制度・国民健康保険加入者の特定健康診査のことは

☎北勢庁舎 保険年金課 ☎T 72-3829 ☎F 72-3334

検診の実施内容等のことは

☎大安庁舎 健康推進課 ☎T 78-3517 ☎F 78-1114

生活機能評価のことは

☎大安庁舎 長寿介護課 ☎T 78-3518 ☎F 78-1114

長寿医療制度・長寿医療健康診査のことは ☎三重県後期高齢者医療広域連合 ☎T 059-221-6884 ☎F 059-221-6881